貯蓄貯金規定

1　取扱店の範囲

この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）においても、預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の１回および１日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。

2　証券類の受入れ

(1)　この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類に限ります。

(2)　手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。

(3)　証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

(4)　手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

(5)　証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3　振込金の受入れ

(1)　この貯金口座には、為替による振込金を受け入れます。

(2)　この貯金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4　受入証券類の決済、不渡り

(1)　証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。

(2)　受け入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄貯金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

(3)　前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

5　貯金の払戻し

(1)　この貯金を払い戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(2)　前項の払戻しの手続きに加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当組合所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6　自動支払等

この貯金口座からは、各種料金等の自動支払をすることはできません。また、この貯金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

７．スウィングサービス

(1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、a と b のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。

a 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払により貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。

b 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払により普通貯金口座へ自動振替します。

(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取り扱います。

a 定額型

(a) 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。ただし、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

(b) 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。

b 残高型

(a) 順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高をこえている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振り替えます。ただし、a.振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合、b. スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、振替を行いません。

(b) 逆スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振り替えます。また、a およびｂいずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

(3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。

a 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1 千円以上千円単位で指定できます。

b 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1 千円以上千円単位で指定できます。

(4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、貯金者の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

(5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

(7)

a 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害について、当組合は責任を負いません。

b 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

(8)　本取扱いにかかる手数料については、当組合所定の金額を振替の都度、出金側口座から引落します。

8　利息

この貯金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として、毎日の最終残高に応じた店頭表示の各々の金額階層の貯蓄貯金利率によって計算のうえ、毎年 2 月と 8 月の当組合所定の日に、この貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

9　届出事項の変更、通帳の再発行等

(1)　通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。

(2)　前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(3)　通帳または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10　成年後見人等の届出

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。

(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様に、当店に届け出てください。

(4)　前 3 項の届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届け出てください。

(5)　前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11　印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12　盗難通帳による払戻し等

(1)　盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といい

ます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

a　通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

b　当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること

c　当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除きます。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3)　前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当組合への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)　第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

a　当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

(a)　当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと

(b)　貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

(c)　貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

b　通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)　当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)　当組合が第 2 項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)　当組合が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13　偽造変造通帳による払戻し等

偽造変造通帳による不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、貯金者の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって貯金者に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、貯金者は、当組合所定の書類を提出し、通帳および印章の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

14　譲渡、質入れ等の禁止

(1)　この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)　当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

15　取引の制限等

(1)　当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2)　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(3)　前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

16　解約等

(1)　この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。

(2)　次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

a　この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

b　この貯金の貯金者が第14条第1項に違反した場合

c　この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

d　この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

e　a～dの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

(3)　この貯金口座は、a、b(a)から(f)およびc(a)から(e)のいずれにも該当しない場合に利用す

ることができ、a、b(a)から(f)またはc(a)から(e)の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

a　貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

b　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

(a)　暴力団

(b)　暴力団員

(c)　暴力団準構成員

(d)　暴力団関係企業

(e)　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(f)　その他前各号に準ずる者

c　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

(a)　暴力的な要求行為

(b)　法的な責任をこえた不当な要求行為

(c)　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(d)　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

(e)　その他前各号に準ずる行為

(4)　この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5)　前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。

17　通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18　保険事故発生時における貯金者からの相殺

(1)　この貯金は、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)　相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

a　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指

定のうえ、通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

b　前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

c　a による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4)　相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19　休眠預金等活用法にかかる異動事由

当組合は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取り扱います。

(1)　引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いにかかるものや第 22 条に定める未利用口座管理手数料にかかるものを除きます。）

(2)　手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限ります。）

(3)　貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

a　公告の対象となる貯金であるかの該当性

b　貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

(4)　貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

(5)　貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

a　キャッシュカードの発行（再発行含みます。）および返却、暗証番号の変更

b　取引店舗の変更

c　相続等による口座名義人の変更

20　休眠預金等活用法にかかる最終異動日等

(1)　この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

a　第 19 条に掲げる異動が最後にあった日

b　将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日

c　当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限

ります。

d　この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

(2)　第 1 項 b において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

a　法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日

b　この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日

c　法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

21　休眠預金等代替金に関する取扱い

(1)　この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの貯金にかかる債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2)　前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者等は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3)　貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

a　この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

(4)　当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

a　当組合がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

b　前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

(5)　本条については、休眠預金等活用法に基づきこの貯金にかかる債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

22　未利用口座管理手数料

(1)　未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

(2)　この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。

(3)　この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0 円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落しにより残高が 0 円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるもの

とします。

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 16 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。

(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

23 規定の変更等

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2026 年 9 月 1 日現在)